

第4号様式

流 健 第1905号
令和6年 2月26日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部健康増進課	意見	伝票処理の誤りにより、本来支出すべき事業とは異なる事業にて支出していた。事業別予算の考え方に基づき、適正な予算執行がなされるようチェック体制の強化を図られたい。	現在、課内伝票決裁時に会計課の伝票チェックシートを元に、課独自のチェックシートを付け、起票者及び係長による確認をしている。そのチェックシートに、伝票起票時に、予算書を確認する旨のチェック項目を新たに追加し、適正な予算執行に努める。
健康福祉部健康増進課	意見	前渡資金を受領し支出したが、精算票が未起票となっていた。公金の適正管理の観点からも、流山市財務規則等を遵守した事務手続きを徹底されたい。	指摘後、速やかに未起票となっていた精算票を起票した。今後は毎月、係ごとで財務会計システムにより、精算状況を確認するとともに、課内事務リーダーが毎月末に再確認をし、ダブルチェック体制とすることで、精算票の起票漏れを防ぐ。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。